

『産業遺産研究』投稿要領

2026年11月1日改定

1. 投稿する原稿は未発表のものに限る。ただし、中部産業遺産研究会の定例研究会、講演会、シンポジウムなどにおいて口頭発表、配布プリント等の場合はこの限りでない。
2. 投稿しようとする会員は、当該年度の会費を完納していなければならない。
3. 論文、調査報告、研究ノートについて、連名者がいる場合、代表者は本会会員でなければならない。
4. すべての投稿原稿は、本会執筆要綱に基づいて執筆する。
5. 論文、調査報告、研究ノートについては、投稿前に200字程度の概要を編集委員会に提出しなければならない。
概要は締め切り日の1週間前までに提出する。
6. 論文、調査報告、研究ノートの投稿後の文章の変更、追加、削除は原則として認めないものとする。
7. 論文、調査報告、研究ノートの投稿受付の締め切り日は、4月30日とする。
締め切り日は、編集委員会に変更することがある。
8. 論文、調査報告、研究ノート以外の原稿の投稿受付の締め切り日は5月31日とする。
ただし、編集委員会から依頼した原稿については、この限りではない。
締め切り日は、編集委員会に変更することがある。
9. すべての原稿について、投稿後（査読後を含む）に取り下げる場合は、編集委員会の指定した期日までとする。
10. 投稿した論文、調査報告、研究ノートが非掲載となった物は、同じ主題で再投稿することができる。
11. 論文、調査報告、研究ノートについて、査読後に修正、照会などを求められた場合、修正後の原稿並びに修正対応表（様式は自由）を期日までに提出しなければならない。
12. 論文、調査報告、研究ノートについての査読修正後の原稿の著者校正は原則として1回限りとし、誤字、脱字等の修正のみを行うこととし、文章の変更や追加、削除は認めない。
13. 論文など、別刷りが必要な場合は、著者は実費を支払う。